

生協組合員のためのがん保険です

2025年7月版
2025年7月版

グリーンコープ生協くまもと

毎年7月1日
1年更新

団体がん保険

※グリーンコープ生協くまもと団体がん保険更新型は、「待機期間の不設定に関する特約がセットされた団体総合生活保険(がん補償)」の愛称です。

一般団体契約に比べて、
44%割安!!^{*1}

(*1)保険期間の始期日が2025年7月1日から2026年6月30日までの契約に、損害率による割引30%と団体割引20%が適用されます。



団体割引適用でお得な保険料

男性も女性も同額です

基本コース
40~44歳の場合
月々の保険料**1,010円**健康な今、ぜひ
ご準備ください。がん、上皮内がんと診断されたとき**100万円お支払いいたします。**(基本コース)

グリーンコープ生協くまもとの団体がん保険

1 がん、上皮内(初期)がん、白血病と診断確定されたとき^(*1) 100万円お支払いします。
(基本コース) (*1)詳しくはパンフレット内の「補償の概要等」をご確認ください。

2 入院は1日目から退院するまで無制限に補償します。 退院するまで無制限
入院費用も、安心して長期入院・治療に専念できます。

3 全額自己負担となる先進医療に関わる技術料を500万円まで補償します。(基本コース)

4 基本・ハーフコースに抗がん剤治療補償とがん女性特定手術の特約を追加できます。

5 入院日数に関わらず、入院前後の通院保険金をお支払いします。

お支払対象期間は入院(日帰り入院を含む)前60日、退院後180日までとなります。
※1回の入院(日帰り入院も含みます)の原因となったがんの治療のための通院について、45日を限度とします。

6 待期間がありません。
2025年5月31日までにお申し込みの場合は2025年7月1日からの新規加入になります。それ以降にお申込みの場合は、6ページの『お申し込み締め切り日と補償開始日』をご確認ください。

7 糖尿病、心筋梗塞、高血圧症等治療中でも入れます。
医師の診査は不要です。告知事項に該当しなければ病気療養中でも加入できます。

8 ご契約は1年更新(自動更新)です。
補償が必要なときだけでもご加入いただけます。

お問い合わせは
フリーダイヤルで
お気軽にどうぞ◆取扱代理店／有限会社グリーンビーバス
〒860-0056 熊本県熊本市西区新土河原2丁目1番1号

受付時間 平日9:00~17:00(土日を除く)

**0120-400-333**

◆団体保険契約者
グリーンコープ生活協同組合くまもと
◆引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
担当課：熊本支店法人支社 熊本都市中央区水道町5-15
TEL(096)300-8527 (受付時間:平日9:00~17:00)

グリーンコープ生協くまもとの団体がん保険 加入依頼書

グリーンコープ生活協同組合くまもと御中

[ご加入時の同意内容について] 私と被保険者(保険の対象となる方)全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

①私が(契約者)の組合員(構成員)であること ②「重要事項説明書」の内容 ③「ご加入内容確認事項」の内容 ④「個人情報の取扱い」の内容 ⑤「告知の大切さに関するご案内」の内容
また、私から特段の申し出をしない限り、以後、毎年7月1日を継続日としてコープの団体がん保険の契約を更新する手続きをあわせて申し込みます。

この加入依頼書に★が付された項目は、「告知事項」です。この項目内容の記載内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、保険金のお支払いができないことや加入を解除することができます。正しくご記入ください。

※ご記入に際しては黒のボールペンでお書きください。※加入申込時、生協への口座登録をされていない方は、別途口座登録が必要です。※生協に登録の組合員氏名をご記入ください。

ご加入日(補償開始日)

西暦 年 月 日

(代理店記入枠)

組合員 (加入者)	ご記入日 (加入依頼日)	西暦 年 月 日	組合員番号							生協への 口座登録	(有) (無)
	郵便番号	—	電話番号	—	—	日中の連絡先	—	—			
ご住所	カナ										
	漢字										
お名前	カナ	(必ず自署にてご記入ください)				私は上記「ご加入時の同意内容について」を確認し、団体保険契約者である団体に対して加入を依頼します。		生年月日	年齢	性別	
	漢字 自署					① 昭和年	② 平成月	① 男歳	② 女		

注1 ご署名例：生協 ショウタ 親権者 生協 花子
(満15歳未満の被保険者名) (親権者名)

合計保険料

円

健康状態告知の内容、ご加入時の同意内容、がん保険金受取人の指定の内容(注2)について確認・同意します。		組合員(加入者)からみた被保険者(本人)の続柄					加入コース	特約	★健康状態告知(注1・4)		
		① 本人	② 配偶者	③ 父母	④ 子	⑤ 兄弟姉妹		<input type="radio"/> 抗がん剤			
告知日・同意日 西暦 年 月 日		⑧その他親族 →具体的に続柄をご記入ください。() (同居のみ) (注3)						<input type="radio"/> 基本コース	<input type="radio"/> 女性		
カナ		★生年月日					満年齢	★性別	<input type="radio"/> 抗がん剤+女性		
お名前 自署(注1) <small>(被保険者本人が満15歳未満の場合は、親権者・後見人等の代表者が全員の合意の上でご署名ください)</small>		① 昭和年	② 平成月	③ 令和日	2025年7月1日に おける満年齢を ご記入ください。		歳	① 男 ② 女	<input type="radio"/> 抗がん剤	質問1・2の いずれも いいえ	
ご加入者 ご住所と 同じ		カナ							<input type="radio"/> ハーフコース	<input type="radio"/> 女性	
ご住所 異なる場合のみ右欄に記入		漢字							<input type="radio"/> 抗がん剤+女性		
がん保険金受取人(カナ)		がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合にご記入ください。		被保険者(本人)からみた保険金受取人の続柄コード		保険料			<input type="radio"/> 抗がん剤		
						円			<input type="radio"/> 既加入者 特約追加		
★他の保険契約等(注5)		(※この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。)がある場合は、ありの場合は○をし、具体的な内容をご記入ください。							<input type="radio"/> 女性		
(あり) 1		★他の保険契約等(注5)	保険会社・共済会社	保険種類	満期日(補償の満了する日)	保険額・支払い限度額(ご契約額)(万円)				<input type="radio"/> 抗がん剤+女性	
医療・がん・その他()											

健康状態告知の内容、ご加入時の同意内容、がん保険金受取人の指定の内容(注2)について確認・同意します。		組合員(加入者)からみた被保険者(本人)の続柄					加入コース	特約	★健康状態告知(注1・4)		
		① 本人	② 配偶者	③ 父母	④ 子	⑤ 兄弟姉妹		<input type="radio"/> 抗がん剤			
告知日・同意日 西暦 年 月 日		⑧その他親族 →具体的に続柄をご記入ください。() (同居のみ) (注3)						<input type="radio"/> 基本コース	<input type="radio"/> 女性		
カナ		★生年月日					満年齢	★性別	<input type="radio"/> 抗がん剤+女性		
お名前 自署(注1) <small>(被保険者本人が満15歳未満の場合は、親権者・後見人等の代表者が全員の合意の上でご署名ください)</small>		① 昭和年	② 平成月	③ 令和日	2025年7月1日に おける満年齢を ご記入ください。		歳	① 男 ② 女	<input type="radio"/> 抗がん剤	質問1・2の いずれも いいえ	
ご加入者 ご住所と 同じ		カナ							<input type="radio"/> ハーフコース	<input type="radio"/> 女性	
ご住所 異なる場合のみ右欄に記入		漢字							<input type="radio"/> 抗がん剤+女性		
がん保険金受取人(カナ)		がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合にご記入ください。		被保険者(本人)からみた保険金受取人の続柄コード		保険料			<input type="radio"/> 抗がん剤		
						円			<input type="radio"/> 既加入者 特約追加		
★他の保険契約等(注5)		(※この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。)がある場合は、ありの場合は○をし、具体的な内容をご記入ください。							<input type="radio"/> 女性		
(あり) 1		★他の保険契約等(注5)	保険会社・共済会社	保険種類	満期日(補償の満了する日)	保険額・支払い限度額(ご契約額)(万円)				<input type="radio"/> 抗がん剤+女性	
医療・がん・その他()											

加入コースは質問1・2とともに「いいえ」の方に限り、ご加入いただけます。

生協使用欄							
依頼受付日	受付担当者	センターコード	配送コース		班名		

キトリ線

1年更新型	係記入	●加入者票は加入依頼書受付日の翌月に送付されます。それまで、この控えを保管してください。	
「グリーンコープ団体がん保険」 (団体総合生活保険)		保険の対象となる方の氏名	
加入依頼書本人控		保険の対象となる方の氏名 様	
		年 月 日	事業所コード
		保険期間	2025年7月1日～2026年7月1日
		担当印	

●毎月20日までにお申し込まれると、翌月1日から補償開始となり、翌々月5日が初回保険料振替となります。

※ただし2025年4月21日～5月31日の間にお申し込みの場合、補償開始日は保険期間初日(2025年7月1日)となります。

2025年3月作成 24T-002270

告知の大切さに関するご案内 告知の大切さについて、ご説明させてください。

がん補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。^①
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。^②

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お受けできない場合があります。

保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



告知いただく内容例^{*3}は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

*3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたか、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つかなかった。

よろしくお願ひ
いたします。

ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。
詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、<お問い合わせ先>までご連絡ください。

お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、<お問い合わせ先>までご連絡ください。



加入依頼書「健康状態告知」欄にご回答ください

下記質問1・2ともに「いいえ」の方に限りご加入いただけます。

健康状態等に関する質問

【質問1】今までに「がん」または「上皮内がん」※と医師に診断されたことがありますか。

※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しうよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

【質問2】告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと

・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査)・胸部エックス線検査・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査・乳房超音波検査・子宮頸部の細胞診・便潜血検査・しうようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等)・CT検査・MRI検査・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体)・腹部超音波検査・その他のがん検診

②医師の診察の結果、右表の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

告知対象の病気や所見・症状

病気や所見	ポリープ・しうよう等	しうよう※1、結節※1、腫瘍※1(しうりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポーシス)※2、病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
	腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
	症状※3	しごり、出血(不正出血、咯血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸

※1 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。

※2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。

※3 「がん、上皮内がん、もしも異形成」とは異なる病気と診断された場合、

またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

保険金をお支払いする主な場合 保険金額・免責金額(自己負担額)

保険期間

保険料・保険料払込方法

保険の対象となる方

2.加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項】

確認事項	がん補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただけていますか?	<input type="radio"/>
<input type="checkbox"/> 「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただけていますか?	<input type="radio"/>

【すべての補償に共通してご確認いただく事項】

加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただけていますか?

3.重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いする主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例ええば、「がん葬祭費用補償特約」をご契約される場合で、他に同種のご契約をしているとき等、補償範囲が重複することがあります。

東京海上日動火災保険株式会社

<2025年7月1日以降始期契約用>

「グリーンコープ生協くまもとの団体がん保険」の商品内容

補償期間 1年ごとの自動更新（1口のみ） 新規加入 0歳～満89歳まで

お支払いする保険金の種類

ハーフコース
(50歳から)

特約

がんの治療への備えとして

がん診断保険金

がんと診断確定されたときに、入院の有無にかかわらず^{(*)1}

一時金として

100万円

ハーフコース
50万円

治療に専念していただくために

がん入院保険金

がんで入院（日帰り入院も含む）されたとき、入院1日目から

1日につき（退院まで無制限）

10,000円

ハーフコース
5,000円

手術費用を心配しないために

がん手術保険金

がんで所定の手術を受けられたとき、手術の種類に応じて^{(*)2}

1回につき

10・20・40万円

ハーフコース
5・10・20万円

お見舞い返しなどの退院後の出費に

がん退院後療養保険金

がんで20日以上継続して入院され、無事に退院されたとき

一時金として

10万円

ハーフコース
5万円



がんで抗がん剤治療^{(*)7}を受けたときに保険金をお支払いします。

抗がん剤治療補償

通院時の医療費や交通費などに

がん通院保険金

がんで入院された場合（日帰り入院も含む）で、入院前または退院後に通院されたとき^{(*)3}

1日につき

5,000円

ハーフコース
2,500円

特約

がんの症状が重度状態にあると診断されたとき^{(*)4}

がん重度一時金

重いがんの場合更に上乗せ

100万円

ハーフコース
50万円

がんの先進医療治療の備えとして

がん先進医療特約

がんにより先進医療による療養を受けられたとき^{(*)5}

技術料に応じて（限度額）

500万円

ハーフコース
300万円

女性特有のがんで手術を受けられた場合に

がん女性特定手術

次の手術を受けられたとき

がんで死亡し、親族が葬祭費用を負担したときに保険金をお支払いします。

がん葬祭費用特約

※実際に負担した費用の範囲内で、保険金額を限度にお支払いします。

加入者全員・同一限度額

50万円

①乳房切除術（注）
②子宮全摘除術
③両側卵巣全摘除術
(注)皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。ただし、生検を除きます。

がんで患者申出療養^{(*)6}を受けたときに保険金をお支払いします。

がん患者申出療養特約

患者申出療養について
は、「補償の概要等」をご確認ください。^{(*)6}

加入者全員・同一限度額

1,000万円

1回につき
50万円

※保険金をお支払いする主な場合については、裏面の「補償の概要等」をご確認ください。

(*)1:がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師等によって診断されることを要します。診断保険金のお支払いは被保険者（保険の対象となる方）ごとに保険期間（ご契約期間）を通じて1回に限ります。また、2回目以降の診断保険金の支払は、それ以前の診断保険金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。

(*)2:時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。「時期を同じくして」とは「手術室に入ってきたら出るまで」をいいます。

(*)3:1回の入院（日帰り入院も含む）の原因となったがんの治療を目的とする通院について45日が限度です。

(*)4:「重度状態」には、国際対がん連合（UICC）の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージIVに該当すると診断確定された状態をいいます。

(*)5:対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

- 被保険者(保険の対象となる方)
 - 組合員およびその家族(組合員の配偶者、子供、両親、兄弟および組合員と同居している親族)の方で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
 - 加入依頼書の健康状態告知事項に該当しない方
 - 2025年7月1日時点の満年齢が満0歳~満89歳までの方
- 【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】
 - (1)配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出しないが事實上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。
 - a.婚姻意思を有すること。(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます)。b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
 - (2)親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- 保険期間:保険期間は2025年7月1日午後4時~2026年7月1日午後4時までです。
- 申込み方法:重要事項説明書「加入内容確認事項(同意確認事項)」を必ずご確認ください。新規ご加入の方、変更を希望される方は、加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、署名して、配送担当者にお渡しください。今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。
- 補償の開始
 - 毎月20日までに加入依頼書をご提出いただくと、翌月の1日午前0時から補償が開始されます。
- 保険料は口座振替で毎月5日
 - 翌々月5日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)が初回保険料の振替日となります。保険料は生協へ登録されている口座から毎月5日に自動振替いたします。

保険金をお支払いする主な場合	
がん基本補償	がん診断 保険金
	■保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院 保険金
	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院(日帰り入院を含みます。)を開始された場合 ▶がん入院保険金額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術 保険金
	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合 「手術の種類に応じてがん入院保険金額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入つてから出るまで」をいいます。
	がん退院後 療養保険金
がん通院保険金 (がん通院保険金の 支払い事由変更に 関する特約付)	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院(日帰り入院も含みます。)をし、以下の条件のすべてを満たす通院(往診を含みます。)をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院(日帰り入院も含みます。)の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院(日帰り入院も含みます。)の開始日の前日からその日を含めて透して60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて180日以内(退院後通院期間)に行われた通院であること ▶がん通院保険金額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院(日帰り入院も含みます。)の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。 ※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに入院(日帰り入院も含みます。)をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。
	がん重度 一時金
がん先進医療 特約	がんと診断確定され、保険期間中に以下のいずれかの状態になった場合 ■この病状が初めて重度状態 *1 と診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に重度状態 *1 と診断確定されたがんが、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移し、再び重度状態 *1 と診断確定されたとき ▶がん重度一時金額をお支払いします。ただし、がん重度一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、その診断確定についてはがん重度一時金をお支払いできません。 *1 國際対外がん連合(UICC)の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージIVに該当すると診断確定された状態をいいます。
	がん先進医療 特約
がん葬祭費用 補償特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けられた場合 ▶先進医療*1にかかる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません。(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *2 第2の費用等、先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用
	がん葬祭費用 補償特約
がん患者申出 療養特約	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって保険期間中に死亡し、親族が葬祭費用を負担された場合 ▶葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※保険の対象となる方の生前に発生した損害は含まれません。生前に発生した損害とは、生前葬や生前に購入した墓地、墓石、仏壇等、保険の対象となる方が死亡する前に負担した費用をいいます。
	がん患者申出 療養特約
抗がん剤治療 補償特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養*1にかかる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。 *1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養(患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません。(保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。) *2 第2の費用等、患者申出療養にかかる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用
	抗がん剤治療 補償特約
がん女性特定 手術特約	がんと診断確定され、がん手術保険金が支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下の手術を受けられた場合 ■乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。) ■子宫全摘除術 ■両側卵巣全摘除術 ▶がん女性特定手術保険金額をお支払いします。ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入つてから出るまで」をいいます。
	がん女性特定 手術特約

【「がん先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「がん先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前の手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)。

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*2責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。※変更・中止となる場合があります。

お申し込み締切日と補償開始日

- お申し込み締切日：毎月 20 日
- 補 償 開 始 日：お申し込み締切日の翌月 1 日午前 0 時
- 初回保険料の口座振替日：補償が開始した翌月より、毎月 5 日
(金融機関休業日の場合は翌営業日)



ただし、2025年4月21日～5月31日までにお申し込みの場合、補償開始は保険期間初日(2025年7月1日)となります。また、2025年6月1日～7月20日までにお申し込みの場合、補償開始は2025年8月1日となります。

△この保険料は、生協商品代金との合計金額で一括で引き落とされますのでご注意ください。

重要事項説明書【契約概要・注意喚起情報のご説明】団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

[マークのご説明] 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

I. ご加入前におけるご確認事項

1.商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有ります。契約者となる団体や個人となる被保険者、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消せさせていただくことがあります。

2.基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3.補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときは、補償が重複することになります。補償が重複するとき、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

*1 ご加入時に記載の特約

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったときは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4.保険金額等の設定

この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくことになります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

がん保険においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。

5.保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6.保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生している場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みた場合では保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することができますのでご注意ください。

*5 がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たにご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。

*6 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

7.満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

II. ご加入時におけるご注意事項

1.告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項が付された事項には★や☆のマークが付されています。告知事項については「II-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約／がん補償
生年月日	★
性別	★
職業・職務*	—
健康状態告知*	★

解約される場合の書類のご提出締切日

- ご 提 出 締 切 日：毎月 20 日
- 補 償 終 了 日：ご提出締切日の翌月 1 日 24 時
ただし、保険期間の終期である7月1日に解約した場合、補償終了時刻は午後4時となります。
- 最 終 保 険 料 の 口 座 振 替 日：補 償 終 了 日(1 日)の属する月の 5 日



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項です。

※すべての補償について「他の保険契約等*3」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

がん補償の「告知」(健康状態告知書)

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行なっています。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*1から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することができます。

●責任開始日*1から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年内に発生していた場合には、ご加入を解除することができます。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。※3(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることができます)。

*1 ご加入を更新されている場合は、告知されなかつたり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することができます。

*3 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除せていた場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取り消し等させていただくことがあります。

(例)現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかつた場合等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2.クリーリングオフ

ご加入される保険は、クリーリングオフの対象外です。

3.保険金受取人

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約・減額等をすること前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。

・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III. ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする保険ごとに異なり、お引受けする保険によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあらざる場合もあります。お引受けする保険ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行なう際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいたてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2.解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することができます。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少くなります。

・満期日を待たずして解約し新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することができます。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3.保険の対象となる方からのお申出による解約

がん補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続の詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4.満期を迎えるとき

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。

この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することができます。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いきれないことがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV. その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履歴、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保そのため他を認める範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払い等に利用するために、国内外の再保険会社等に提供すること

⑤賃貸、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合

②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかつたときの保険の対象となる方を保険金受取人に対する場合は除きます。)

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、契約等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

●自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4.保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

5.その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理・業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着したら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6.事故が起ったとき

●事故が発生した場合には、30日以内に《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類

・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他の医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類

・高額療養費制度による給付額が確認できる書類

・附加給付の支給額が確認できる書類

・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行なうための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。

*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。

・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨の連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。

・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。

1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合

2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合

3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行なう場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんばADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行なうことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 <通話料有料>

ナビダイヤル®

IP電話から03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本明細書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページをご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

この保険は、グリーンコープ生活協同組合くまとを契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてグリーンコープ生活協同組合くまとが有します。

【ご注意】現在ご加入の方につきましては、2025年5月20日(火)までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



0120-720-110 受付時間
24時間365日

引受保険会社

TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：熊本支店法人支社 電話：096-300-8527

<2025年7月1日以降始期契約用>

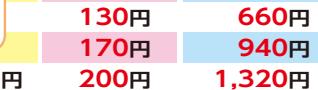
補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
がん補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

被保険者のタイプ・本人型

2025年7月1日現在
満年齢(ご契約年齢)

	基本コース	ハーフコース	女性特約	抗がん剤治療補償特約
0歳～4歳*	160円	10円	30円	
5歳～9歳*	180円	10円	40円	
10歳～14歳*	220円	10円	40円	
15歳～19歳	190円	10円	60円	
20歳～24歳	160円	10円	100円	
25歳～29歳	250円	30円	140円	
30歳～34歳	450円	60円	200円	
35歳～39歳	680円	90円	390円	
40歳～44歳	1,010円	130円	660円	
45歳～49歳	1,470円	170円	940円	
50歳～54歳	2,100円	200円	1,320円	
55歳～59歳	3,200円	220円	1,830円	
60歳～64歳	4,800円	220円	2,590円	
65歳～69歳	6,510円	210円	3,360円	
70歳～74歳	8,320円	210円	4,330円	
75歳～79歳	9,920円	210円	4,890円	
80歳～84歳	11,520円	210円	4,860円	
85歳～89歳	12,900円	210円	4,120円	

50歳から選択できます



※例えは7月1日現在で満33歳の方は、2年後は満35歳の保険料に変わります。
●新規のご加入は2025年7月1日現在で満33歳の方は、2年後は満35歳の保険料に変わります。

※満89歳まで更新型で満年齢が5歳刻みで保険料は変わります。
1年更新型で満年齢が5歳刻みで保険料は変わります。

団体総合生活保険 補償の概要等 (保険期間:1年)

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。
※保険の対象となる方またはその家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

[がん補償]

保険の対象となる方が「がん」と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払します。
がん*と診断確定されたときには、「がん*以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*の病状が重大になった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

*1:補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであれ、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病・傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準則」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管瘤および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病・傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

[ご注意]

この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期前にはがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません。(この場合お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

サービスのご案内

東京海上日動のサービス体制なら安心です。
「もしまも」のときまでバツクアッP!

・メディカルアシスト

自動セット



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

医療機関案内

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

転院・患者移送手配 *2

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお答えします。

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の
手配の一環を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット



お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間: ・電話介護相談 : 9:00~17:00
いずれも 土日祝日、年末年始を除く

・各種サービス優待紹介 : 9:00~17:00

0120-428-834

各種サービス優待紹介 *2

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の
仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報
をご提供します。
[ホームページアドレス] www.kaigoww.ne.jp

・デイリーサポート

自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: ・法律相談 : 10:00~18:00
いずれも 土日祝日、年末年始を除く

・税務相談 : 14:00~16:00

・社会保険に関する相談 : 10:00~18:00

・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00

0120-285-110

法律・税務相談

暮らしの情報提供

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

グレメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等とのスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

ご注意ください

各サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。

一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内の医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。